

令和3年第10回湧別町教育委員会定例会議案

日 時 令和 3年10月28日（木）

午後2時30分

場 所 湧別町文化センターさざ波

談話室

湧別町教育委員会

| | | | | |
|----------------------------|---------|--------------------------------|---------|-----|
| 1 | 招集告知の日 | 令和 3年10月 1日 | | |
| 2 | 招集の期日 | 令和 3年10月28日 | | |
| 3 | 会 期 | 令和 3年10月28日から 令和 3年10月28日まで | | |
| 4 | 招 集 委 員 | 4 名 | | |
| 5 | 出 席 委 員 | 4 名 | | |
| 6 | 欠席委員氏名 | な し | | |
| 7 会 議 の 結 果 | 結 果 | 原 案 可 決 | 修 正 可 決 | 否 決 |
| | 提案件数 | | | |
| | 4 件 | 4 件 | 0 件 | 0 件 |
| | 計 | | | |
| | 4 件 | 4 件 | 0 件 | 0 件 |

| 議案番号 | 件名 |
|-------|--|
| 承認第1号 | 令和3年教育委員会第9回定例会会議録の承認について |
| 報告第1号 | 教育委員会委員の任命の同意について |
| 報告第2号 | 湧別地区義務教育学校開設に係る協議経過について |
| 議案第1号 | 湧別町立学校における携帯電話の取扱い及び情報モラル教育の推進等に係る基本的な指導方針について |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

承認第1号

令和3年教育委員会第9回定例会会議録の承認について

記

署名委員 森 谷 和 洋 氏より報告

令和3年10月28日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

報告第1号

教育委員会委員の任命の同意について

湧別町教育委員会の委員について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、次の者の任命について、議会の同意が得られたので報告する。

記

1 任命される者

| 住 所 | 氏 名 | 生年月日 | 任期 |
|----------------------|---------|------------|----|
| 湧別町中湧別東町 981番地の14 | 森 谷 和 洋 | 昭和43年8月22日 | 4年 |

2 任 期 令和3年12月1日から令和7年11月30日まで

3 議 決 日 令和3年9月14日（令和3年第3回湧別町議会定例会）

令和3年10月28日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

報告第2号

湧別地区義務教育学校開設に係る協議経過について

湧別地区義務教育学校開設に係る協議経過について次のとおり報告する。

記

別紙のとおり

令和3年10月28日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

湧別小学校・湧別中学校 新学校名アンケート
令和3年8月26～27日 実施

| 湧別小学校 | | | |
|-------|-------------|----|--|
| No | 学校名 | 票数 | 備考 |
| 1 | ゆうべつ学園・湧別学園 | 23 | ふるさと 湧別の名 前を意識 したもの (高学年 が多い) |
| 2 | ゆうべつ学校 | 3 | |
| 3 | 小中ゆうべつ学園 | 1 | |
| 4 | 湧別錦町小中学校 | 1 | |
| 5 | 湧別小中学校 | 9 | |
| 6 | オホーツク学園 | 5 | |
| 7 | 湧別学舎 | 1 | |
| 8 | 湧ゆう学園 | 1 | |
| 9 | Y学園 | 1 | |
| 10 | 学園ユベ | 1 | |
| | | | |
| 11 | なかよし学園 | 8 | 子供の思 いや願 いが反 映され たもの (中学 年が多 い) |
| 12 | 楽しい学校 | 3 | |
| 13 | きずな学園 | 4 | |
| 14 | かがやき学校 | 1 | |
| 15 | きぼう学園 | 5 | |
| 16 | ゆうべつなかよし学園 | 1 | |
| 17 | 湧別ふれあい小中学校 | 1 | |
| 18 | 未来学校 | 1 | |
| 19 | えがお学園 | 1 | |
| 20 | わいわい学園 | 1 | |
| 21 | キラキラ小中学校 | 1 | |
| 22 | 夢の国学園 | 1 | |
| 23 | 楽道学園 | 1 | |
| 24 | みどりの小中学校 | 1 | |
| | | | |
| 25 | ゆうべつほたて学校 | 1 | ユニーク なもの (低学 年が多 い) |
| 26 | チューリップ学園 | 5 | |
| 27 | さくら学園・さくら学校 | 6 | |
| 28 | さくら専門学校 | 1 | |
| 29 | さかな学園・さかな学校 | 1 | |
| 30 | ひまわり学校 | 1 | |
| 31 | 9回学園 | 1 | |
| 32 | ライジング3学校 | 1 | |
| 33 | ウルトラ学園 | 1 | |

| 湧別中学校 | | | |
|-------|-----------------|----|----|
| No | 学校名 | 票数 | 備考 |
| 1 | 湧別学園 | 20 | |
| 2 | ゆうべつ学園 | 8 | |
| 3 | 湧別学校 | 3 | |
| 4 | ゆうべつ小中学校 | 3 | |
| 5 | 湧別小中学校 | 2 | |
| 6 | ゆうべつ学校 | 1 | |
| 7 | ユウベツ学園 | 1 | |
| 8 | ユウベツ学校 | 1 | |
| 9 | 湧別義務教育学校 | 1 | |
| 10 | 湧別学園義務教育学校 | 1 | |
| 11 | ゆうべつ義務教育学校 | 1 | |
| 12 | サロマ湖湧別義務教育学校 | 1 | |
| 13 | 湧別小中合同学校 | 1 | |
| 14 | にこにこ学園 | 1 | |
| 15 | ハマナシ学園 | 1 | |
| 16 | オホーツク湧別学園 | 1 | |
| 17 | 湧別併設型小中一貫義務教育学校 | 1 | |
| 18 | 湧別特大学校 | 1 | |
| 19 | 湧別小中学園 | 1 | |
| 20 | 自然豊かなゆうべつ学園 | 1 | |
| 21 | 湧別新星学園 | 1 | |
| 22 | 小中一貫湧別学園 | 1 | |
| 23 | 小中合同学園 | 1 | |
| 24 | 湧別義務教育小中学校 | 1 | |
| 25 | ユベツ学園 | 1 | |
| 26 | 進路学園 | 1 | |
| 27 | 湧別神道学園 | 1 | |
| 28 | オホーツク希望の星学園 | 1 | |
| 29 | にぎやか学園 | 1 | |
| 30 | 自然湧別学園 | 1 | |
| 31 | 希望の星ユベツ学園 | 1 | |
| 32 | 湧別ハマナシ学園 | 1 | |

ゆうべつちくぎむきょういっくがっこうかいせつじゅんびいんかい
湧別地区義務教育学校開設準備委員会より

みなさん、こんにちは。私たちは、令和5年度に湧別地区に新しくつくる学校の名前、マーク、校歌などを決める、まちの大人たちの集まりです。

新しい学校は、今の湧別小学校と湧別中学校が合わさり、「義務教育学校」という種類の学校になります。1年生から9年生までが同じ校舎で勉強する、新しいタイプの学校です。

この前の会議で、新しい学校の名前をどうするか、メンバーで考えていましたが、学校に通うみなさんたちにも一緒に考えてもらってはどうか、という意見が出されました。

そこで、お願いがあります。新しい学校名を考えて下の四角の中に書き、校長先生に出してもらえませんか？みなさんの考えを参考にさせてもらい、メンバーみんなでよい学校名を決めたいと思います。

ご協力をおねがいします。



ここを考えてね。

新しい学校名

※学校名の前には「湧別町立」がつきます。(湧別町立○○○○○○)

この名前にしたわけ(理由)

※理由は書いても、書かなくてもよいです。

書いてくれた人

ねん 年 なまえ 名前

考えるヒント

◎全国の義務教育学校(1年生から9年生まで一緒に学ぶ学校)には、こんな学校名があるよ。

参考にしてね!(先生に読んでもらってください。)

芭露学園、計根別学園、おんねゆ学園、知床ウトロ学校、トマム学校、計根別学園、
いいたて希望の星学園、玄海みらい学園、大谷小中学校、佐久島しおさい学校、
みどりの学園義務教育学校、土佐山学舎・・・など。

○○学園、○○学校
などが多いね。

漢字じゃなくて、
ひらがなでも
いいんだね。

わたしたちが住む
湧別にふさわしい
学校名を考えたいね。



★8月27日(金)までに書いて、校長室前のトレーに入れてください。

議案第 1 号

湧別町立学校における携帯電話の取扱い及び情報モラル教育の推進等に係る基本的な指導方針について

湧別町立学校における携帯電話の取扱い及び情報モラル教育の推進等に係る基本的な指導方針を次のとおり策定する。

記

別紙のとおり

令和 3 年 1 0 月 2 8 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

町内小・中・義務教育学校における携帯電話の取扱いに関する基本的な指導方針を定め、児童生徒、保護者及び教職員が連携し、携帯電話の取扱いや適切な使用についての取り組みを推進するため、本指導方針を策定するものである。

湧別町立学校における携帯電話の取扱い及び情報モラル教育の推進等に係る 基本的な指導方針

1 学校における携帯電話の取扱いについて

(1) 基本的な考え方

学校における携帯電話の取扱いについては、「湧別町立学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿って、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒へ指導を行っていくこと。

ガイドラインの実施に当たっては、あらかじめ児童生徒や保護者等に対し、ガイドラインと併せて携帯電話の学校への持込みの問題点について周知を行うなど、学校の取組に対する理解を得つつ、協力体制を構築すること。

(2) 学校への携帯電話の持ち込みについて

ア 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止とする。

イ 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情の場合は、保護者から校長に対し、児童生徒による携帯電話の学校への持込みのための同意確認書を提出させるなど、ガイドラインに沿って取り扱うこととする。

2 学校における情報モラル教育の取組について

携帯電話・スマートフォンやSNSが児童生徒にも急速に普及する中で、児童生徒が、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするなど、学校における情報モラル教育は極めて重要である。

そのため、学習指導要領に基づき、文部科学省や道教委、各種団体が作成している教材等を利用するなど、より一層情報モラル教育の充実に取り組み、児童生徒の実感を伴うような教育活動を通して、情報モラルの重要性について児童生徒が自ら考える教育活動を展開すること。

また、情報モラル教育に関する教員研修の充実及び校内指導体制の構築に取り組むこと。

3 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

学校及び教育委員会においては、「いじめ防止対策推進法」・「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「北海道いじめの防止等に関する条例」並びに「湧別町いじめ防止基本方針」等を踏まえ、「ネット上のいじめ」を含むいじめ等に対する取組の更なる徹底を進めていくこと。

4 家庭や地域への働きかけについて

「ネット上のいじめ」等は学校外でも行われており、学校だけでなく、家庭や地域における取組も重要である。携帯電話を児童生徒に持たせるかどうかについては、まずは保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、各家庭において必要性を判断するとともに、携帯電話を持たせる場合には、家庭で携帯電話利用に関するルールづくりを行うなど、児童生徒の利用の状況を把握し、学校・家庭・地域が連携し、身近な大人が児童生徒を見守る体制づくりを行う必要があること。

このため、学校及び教育委員会においては、児童生徒を「ネット上のいじめ」や犯罪被害から守るために、引き続き、保護者等に対し、道教委が作成した啓発資料や学校便り等の活用を図り、家庭におけるルールづくりの必要性やフィルタリング機能についての周知の徹底やP T A等による電気通信事業者等の関係機関と連携した研修会の実施を進めるなど効果的な説明の機会を捉えて、携帯電話等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を積極的に行い、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進についての働きかけを一層推進すること。